

協定書

大阪市（以下「甲」という。）と、社団法人日本土木工業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震発生により、被災地のトイレの使用が困難になった場合、「大阪市地域防災計画」で指定している広域避難場所や町会単位に設置している「仮設トイレ汚水受入れ施設」（以下「受入れ施設」という。）を、市民が速やかに利用できるよう、その整備を緊急に行う必要が生じた場合について、整備手順、作業分担、費用負担、その他必要事項について定めることを目的とする。

（施設整備の手順及び作業分担）

第2条 甲及び乙は、次の手順に従い、「受入れ施設」の整備を行うものとする。

- (1) 甲は、地震発生直後に実施する下水道施設の「緊急調査」の際、施設の調査と併せて被災地のトイレの被災状況を調査した結果に基づき、乙に「受入れ施設」の「仮囲い」の設置要請を行う。
- (2) 甲は、乙の事務担当会社に、「仮囲い」の設置に必要な人員の確保、道路状況等による資機材の搬入見通しを確認し、整備手順、整備順位、作業方法を調整する。
- (3) 「受入れ施設用親子蓋」（以下「親子蓋」という。）の掘り出し及び開閉作業は、甲が行う。「仮囲い」の設置及び撤去作業は、甲の要請により、乙が行う。ただし、作業の指示及び監督は、甲が行う。
- (4) 前項の作業は、甲、乙同時進行を基本とするが、乙の「仮囲い」設置作業が遅れる場合は、甲は「親子蓋」の掘り出し及び開放作業を先行して実施し、「仮囲い」設置までの間、必要な防護措置を講じる。
- (5) 甲及び乙が行う「受入れ施設」整備のフローは、別紙一①のとおりとする。

（「仮囲い」の設置期間）

第3条 「仮囲い」の設置期間は、「大阪市地域防災計画」に定められている「災害時のトイレの対応」に基づく「仮設トイレ」の設置までの間とする。

（費用の算定方法）

第4条 「仮囲い」の設置及び撤去作業に要する費用は、甲の積算基準により算定するものとする。

（費用負担）

第5条 前条で算定した工事費については、甲が負担するものとし、乙の請求により、甲が支払う。

(損害の負担)

第6条 「仮囲い」の設置及び撤去作業の施工に直接起因する損害（第三者損害を含む。）で、かつ乙の善良な管理の下に生じた損害については、甲乙協議のうえ処理する。

(維持管理)

第7条 「仮囲い」設置期間中の施設の点検は、甲が行うものとし、点検結果に基づく補修については、甲の指示により乙が行う。

(補修に伴う費用負担)

第8条 前条の補修に伴う費用の負担は、その都度甲乙協議のうえ定める。

(行政上の手続き等)

第9条 「仮囲い」設置作業の実施に伴い必要となる行政上の手続き等に係る協議については、甲が行う。

(本協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成14年3月31日までとする。

なお、本協定有効期間満了の際、大幅な事情の変更がない場合は、甲乙これを確認の上、本協定の主旨は更に3年間継続されるものとし、以後期間満了ごとに同様とする。

(その他)

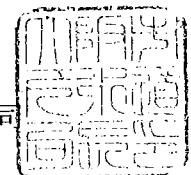
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年2月25日

(甲) 大阪市

下水道局長 柳迫早司



(乙) 社団法人日本土木工業協会

関西支部長 滝井健



仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書（一部変更）

大阪市（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会（以下「乙」という。）は、平成 12 年 2 月 25 日付けで締結した仮設トイレ汚水受入れ施設の設置に関する協定書の一部を次のとおり変更する。

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 この協定は、地震発生により、被災地のトイレの使用が困難になった場合、「大阪市地域防災計画」で指定している広域避難場所や町会単位に設置している「仮設トイレ汚水受入れ施設」（以下「受入れ施設」という。）に「仮設トイレ又は仮廻い」を設置し、市民が速やかに利用できるよう、その整備を緊急に行う必要が生じた場合について、整備手順、作業分担、費用負担、その他必要事項について定めることを目的とする。

第 2 条中「仮廻い」を「仮設トイレ又は仮廻い」に改める。また、元協定書の別紙一①を本協定書の別紙一①に改める。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 「仮設トイレ又は仮廻い」の設置期間は、周辺の復旧状況をみて、甲乙協議の上、決定するものとする。

第 4 条中「仮廻い」を「仮設トイレ又は仮廻い」に改める。

第 6 条中「仮廻い」を「仮設トイレ又は仮廻い」に改める。

第 7 条中「仮廻い」を「仮設トイレ又は仮廻い」に改める。

第 9 条中「仮廻い」を「仮設トイレ又は仮廻い」に改める。

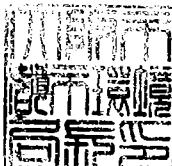
第 10 条中「平成 14 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 3 月 31 日」に改める。

この変更協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 11 月 7 日

大都環第 265 号

(甲) 大阪市都市環境局長 高 柳 枝



(乙) 社団法人日本土木工業協会

関西支部長 國 井 義



仮設トイレ汚水受入れ施設整備フロー

